

日本の障害者福祉の現状と改革課題

— 北海道の障害者運動の経験に立つて

我 妻 武

1. NPO法人での現在の活動について

「NPO法人札幌障害者活動支援センターライフ」という団体で理事長を務めています。我妻と申します。私自身も車イスを利用する身体障害の当事者です。最初に自己紹介を兼ねて現在の活動などについてご紹介させていただきます。

冒頭にお断わりしますが、私が関係している団体では、「障害者」という表記は漢字で行います。それは、障害者の側に差し障りや害があるわけではなく、むしろ社会の側にこそ差別や偏見や様々なバリア、つまり差し障りや害がある、という基本的な考え方に立っているからです。

当NPO法人は、一九八九年に設立された「障害者ワープロフォー」を前身とし、二〇〇〇年にNPO法人の認証を得ました。主な活動として、知的・身体・精神の三障害を持つ人たちに就労支

援を行う事業所を運営しています。あわせて、札幌市からの委託事業として、不用品の有効活用とリサイクル意識の向上・定着などを図るための事業所の運営に携わるほか、市内の企業や団体に営業をかけて業務の発注につなげ、その業務を市内に約三〇〇カ所ある障害者施設に振り分ける「元気ジョブ」の事業なども行っています。

私どもの運営する事業所は現在九カ所あります。これらの事業所全体で、障害を持つ人と持たない人を合わせて一六〇人ほどが一緒に働いています。障害を持つ人たちの中には、雇用契約を結んで有給で働いている人たちと、雇用契約に至らず、就労訓練的に工賃の支払いを受けている人たちの二層に分かれています。いかに後者の工賃を上げて、前者との格差を埋めていくかが、当NPO法人の喫緊の課題でもあります。また、法人職員の見遇の改善についても長く議論されてきています。

2. DPIの運動について

また、障害者だけではなく、生活困窮者、シングルマザーやシングルファザーなど社会的な困難を抱えている人たちと一緒に仕事をする「社会的事業所」についての法整備なども訴えています。

私のもう一つの肩書きとして、「DPI北海道ブロック会議」という組織の議長を務めています。DPIとは、「障害者インターナショナル(Disabled Peoples International)」の頭文字をとったものです。障害者の社会参加や権利獲得を求める障害当事者の国際的な運動体です。本部はカナダにあります。DPIの誕生は「国際障害者年」といわれる一九八一年で、シンガポールで産声をあげました。この当時、大きな世界会議や学会などに障害者自身が参加し、発言するようなことは歓迎されていませんでした。そうしたなか、あるリハビリ関係の

国際会議の開催時、障害者たちが別会場で「私たちの声を聞け」というプラカードを掲げる抗議行動を起こし、ここからDPIは始まりました。DPIの大きなスローガンが「われら自身の声」となっている所以です。

DPIは、障害の種別を超えて、当事者が自ら声をあげ、行動していくことを大きな目的としています。したがって、知的、身体、精神の各障害を持つ人たちが、障害の種別ごとにまとまるのではなく、種別を越えて障害者の問題について議論し、行動することが特徴です。

現在、一三の国と地域に国内組織が設置されています。あわせて、国連の社会経済理事会、WHO、ILOなどにもNGOとして参加し、意見反映を図っています。

世界会議の発足から遅れること五年、一九八六年に創設された「DPI日本会議」には、現在、国内八九の障害者団体等が加盟しています。日本国内では、「身体障害者福祉協会」や「知的障害者育成会」など、障害者の当事者団体が障害の種別ごとに分かれて設立されていますが、その背景には、障害者福祉に関する法律自体が種別ごとに分かれて制定されていることがあります。DPI日本会議はそれらを飛び越えて活動しています。そのため、当然のことながら、理事のメンバーには、知的、身体、精神、難病のいずれからも当事者が入っています。

DPIの国際大会は四年に一回のペースで開催

されており、二〇〇二年一月には札幌市で「DPI世界会議札幌大会」が開催されました。第六回目の国際大会にして、日本では初の開催となるこの札幌大会には、一一〇以上の国・地域から三一一三名という参加者にご参加をいただき、過去最多となりました。また、ボランティアについても述べ三三〇〇人超の方々にご協力をいただきました。

DPI北海道ブロック会議は、札幌大会を契機に、DPI日本会議としては初の地方組織として、二〇〇三年一月に発足しました。

3. 日本の障害者福祉の歩みの遅さ

日本で障害者福祉関係の法制度が整備され始めたのは、第二次世界大戦後からです。

まず、戦争の傷病者に対する補償の必要から、一九四九年に「身体障害者福祉法」が制定されました。

翌年の一九五〇年には、精神障害者のための保健医療施策を定めた「精神衛生法」が制定されました。当時はまだ差別も偏見も今以上に厳しく、病院へ隔離することがまかり通っていました。同法はその後、一九八四年の「精神保健法」への改正を経て、一九九五年に現行の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下、「精神保健福祉法」）に改正されています。

さらに、一九六〇年には「精神薄弱者福祉法」

が制定されました。その後、差別防止の観点から法律名の見直しが行われ、一九九九年に現行の「知的障害者福祉法」に改正されました。

このように、現在につながる障害者福祉の法制度が、戦後間もなくの時期から一九六〇年代にかけて進められました。アメリカではこの頃すでに、公民権運動に障害者運動が合流し、障害当事者の人たちが一緒になって声をあげていました。

また、一九六〇年代以降になると、北欧諸国からノーマライゼーション思想が発信され始めます。

これに対して日本の場合、一九六〇年代は大きな収容施設、いわゆるコロニーが続々と建設される時期に当たります。そのうちのひとつ「北海道リハビリ」が広島町（現・北広島市）に開設されたのが一九六三年です。また、一九六五年には大分県別府市に身体障害者授産施設「太陽の家」が開設され、福祉工場としての先駆的な役割を果たしてきています。一九七九年には道立の障害者支援施設「福祉村」が栗沢町（現・岩見沢市）に開設されています。

福祉村の開設の翌年一九八〇年には、北欧で障害者入所施設の解体が始まり、さらにその翌年の一九八一年は先述のとおり「国際障害者年」で、DPIも発足しました。世界では、大きな入所施設を解体し、地域の中に小規模施設をつくっていくという流れにシフトしていく時期、日本国内ではこうした流れに逆行し、大きな収容施設を次々とつくっていたのです。

4. 障害者運動への関わりをふりかえって

(1) 国内初のケア付き公営住宅、北海道に開設

一九八三年に北海道では横路孝弘知事が誕生しました。この時期の北海道の障害者福祉の施策は収容型施設の拡大の方向にありました。障害当事者の中でも収容型の福祉に対して反対の声が高まるなか、札幌の障害団体のアクションによって、横路氏の知事選の選挙公約に「道営のケア付き住宅設置」を明記してもらい、横路知事の就任後、道営のケア付き住宅の設置を実現してもらいました。

ただ、ケア付き公営住宅の実現には大変な苦労があったようです。当時の「公営住宅法施行令」第六条で「身体又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者で、その公営住宅への入居がその者の実情に照らして適当でない」と認められる者は、単身で公営住宅に入居することができない」と定められていたからです。この条項をどう乗り越え、しかも重度障害者の単身入居を実現する上で「ケア付き」の部分の確保するかが課題となりました。結果として、苦肉の策ではあります。長屋式にし、ある一定のところからは公営住宅ではない複合的な住宅をつくり、公営住宅ではないスペースをケアの担い手たちが行き来するという方式を採用しました。

この取り組みの中で、法令の解釈や財務の関係で中央省庁とのやりとりなどを担当していたのが、後に宮城県知事になる浅野史郎さんでした。浅野さんは当時、厚生省から道庁に向向していたので、す。

こうした人々の尽力があつて、国内初のケア付き公営住宅が北海道に出来ました。ただ、残念ながら、このケア付き公営住宅は、平屋の一階建て長屋が一棟だけつくり、単身用六戸、世帯用二戸、計八世帯しか入居できないものでした。高層にすれば、フロアごとに当事者とケア担当者が住み分けるとか、もう何棟か整備するといったことも可能だったかもしれませんが、いずれにしても、最初は特殊な私たちの公営住宅としてつくらざるを得なかったということです。

実はもつと大変だったのが開設後です。国内で初めてケア付き公営住宅が出来たということで、全国各地から視察者が殺到し、入居者が疲弊してしまいました。視察もしくは見学と称し、自分の部屋の中を見られるということが続いたからです。最初のうちは快く応じていたものの、同じことが何度も続くなかで、何人かの入居者が視察対応への拒否を始めました。

ここに実際に入居していた私の友人の一人は、例えばペンを床に落としたときに、妻に拾ってもらうべきか、ケア担当者を選んで拾ってもらうべきか真剣に悩んで、円形脱毛症になるほど精神的に苦しい時期もあつたそうです。それでも、この

友人は、重度障害者用のケア付き住宅の必要性を積極的に内外に発信したり、視察者への部屋の見学を引き続き受け入れてくれたりしていました。それは次につながることを期待しながらの行為ですが、歪な形で出来てしまったことに加え、世界の流れはすでに、ケア付き住宅を建てることではなく、自らが住みたいところで暮らす障害者の住宅にケアを派遣するという方向になっていましたので、残念ながらこの国内初のケア付き公営住宅も、出来たときにはすでに時代後れになっていたということです。

(2) 「アメリカ障害者法」制定の日本への影響

一九九〇年に、アメリカで「アメリカ障害者法（ADA）」という法律が制定されました。この法律は障害者の人権や権利、差別の解消、機会の平等を謳っており、世界各国の障害当事者に大きなインパクトを与えました。

日本でもこの当時、東京をはじめ各地でアメリカから障害当事者リーダーを招いてADAに関する講演会を開くといったことが頻繁に行われました。札幌でも同様の取り組みがあり、「ADA講演会札幌実行委員会」に集まったメンバーが核になって、先述した二〇〇二年のDPI世界会議札幌大会の開催につながっていくという流れです。

一九九三年には、「心身障害者対策基本法」（一九七〇年制定）の改正により、障害者の自立や社

会参加を支援する施策についての基本事項を定めた「障害者基本法」が成立しました。一方で障害者への虐待や差別の事件も起きるなか、専門家のみならず、当事者自身も自らの権利や人権について積極的に声をあげるようになりました。

そうしたなかで、同じ一九九三年に北海道では、知的障害を持つ人たちが全て実行委員会を構成し、会議のテーマや議論の中身を決めていく「人権セミナー」の開催がスタートしました。同セミナーは現在も続いており、年一回のペースで開催されています。

このほかADAの関係では、一九九七年に札幌で「日米障害者自立生活セミナー」も開催されています。

(3) DPI世界会議メキシコ大会に参加して

一九九八年に「DPI世界会議メキシコ大会」がメキシコシティで開催され、私自身も参加しました。その四年後の次回大会の開催地を札幌市に誘致するため、DPI世界会議の役員に対するキャンペーン活動と、実際に札幌で開催する場合に向けた大会構成の視察などを兼ねて参加しました。

メキシコは決して福祉の先進国ではなく、街の中はバリアだらけでした。しかし、このDPIの世界大会を開催するにあたっては、メキシコシティのメインストリートで歩道と車道の段差をほぼ全

て削り、そこに車イスマークのポールを立てると、急ごしらえのスロープや、トイレの個室を広くして手すりをつけるといった改修の跡が目につきました。

この大会には、当時のメキシコ大統領であったエルネスト・セデーロが参加し、開会のスピーチも行いました。そのスピーチの内容が非常に良く、忘れないように慌ててメモを取った覚えがあります。メモによると、「私たちは、障害を持っている人たちが何もできない人たちなのだと思うことをやめましょう。私たちが必要な支援をすれば、この人たちはできる人たちなのだ。私たちは認識を変えましょう」という非常に素晴らしい内容でした。この大会は、新聞の一面やテレビのニュースで連日大きく取り上げられ、メキシコ社会に大きなインパクトをもって迎えられたと思います。

また、世界各国から当事者や研究者が集まって、障害に関する国際的な議論が行われている会場から一歩出ると、視覚障害者の女性が子どもを連れて物乞いをしているという現実にも直面しました。しかし、その女性もそうでしたが、メキシコで物乞いをしている人たちは、自分の空き缶に、自分と家族が今日食べる分が集まると、それ以上は求めず、立ち去るのだそうです。他の困っている人にその場所を譲っているのです。いずれにしても、視覚障害者を持っているのであれば、本来はこの女性もDPIの会議に参加し、自らの置かれ

た状況を世に向けて訴えることが望ましいのですが、この女性はそれすら叶わないのだという厳しい現実を目の当たりにしました。

このように私はメキシコで様々な経験をし、ショックも受けてつづ日本に帰ってきて、二〇〇二年の札幌大会に向けて準備をしていくことになりました。

(4) 障害者権利条約

メキシコという国は、先ほども言ったとおり福祉の先進国ではなかったのですが、DPIの大会の開催が契機になって、国としてあらためて障害者福祉のあり方を考えるようになったのだと思います。

そのメキシコが二〇〇一年、国連総会において、障害者の権利や人権を守る「障害者権利条約」の提案を行い、採択されました。国連総会で障害者権利条約の提案を行ったのが、北欧諸国でもなく、アメリカでもなく、日本でもなく、メキシコだという歴史的事実の背景には、一九九八年にDPIの大会を開催した経験が大きく作用しているものと推察しています。

二〇〇二年からは、障害者権利条約の特別委員会での議論がスタートしました。同委員会の委員には知的障害の当事者も参加しました。このときのスローガンが「私たちのことを私たち抜きに語るな！(Nothing about us, without us)」です。今

やいろいろなところで見られる言葉ですが、一九六〇年代のアメリカの公民権運動およびベトナム戦争反対運動に合流していた障害当事者が使っていたスローガンに遡るものです。その後、ある哲学者の著書などの中でもこの言葉が引用されました。六〇年代の運動に参加した障害者たちの思いが、その言葉に脈々と受け継がれていたということだと思っています。

障害者権利条約、正式名「障害のある人の権利に関する条約 (The Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」は、二〇〇六年十二月に国連総会で採択され、日本は二〇〇七年九月に署名しました。

(5) 北海道における障害当事者の議論の場づくりの実践

一九九五年の道知事選のとき、候補の堀達也氏の選挙公約に「北海道障害者会議の設置」を盛り込んでもらいました。これは障害当事者が全道から集まり、北海道の障害者福祉行政について議論するための会議を設置するというものです。

このような提案をしたからといって、当時、道や札幌市の既存の委員会の中に障害当事者が全くいなかったのかと言えば、そんなことはありません。しかし、委員になるのは大きな団体の代表者ばかりであり、全ての障害当事者を代表するとは思えない、という不満が障害当事者の側に募って

いました。多くの障害当事者にとっては、自分たちとしてはその議論に参画したつもりもなければ、賛成したつもりもないのに、自分たちのことが決められていってしまうように感じられていたからです。そうであれば、障害当事者がきちんと参加できる議論の場を別につくればよい、という発想から北海道障害者会議のアイデアは生まれていました。

堀知事の就任後、北海道障害者会議は実際に設置されましたが、結果的にこの取り組みは失敗に終わりました。全道から障害当事者を集めて行うことがこの会議の特徴とはいえ、予算の関係上、年二回の開催が精一杯でした。一回目の会議で自分が問題だと思っている事柄について担当の道職員に質問すると、そこで答えられなければ、二回目の会議までの宿題になり、二回目の会議は道職員の説明に終始しました。そのため、恐らく担当職員も疲弊したでしょうが、全道から集まる障害当事者たちも皆一様に疲弊しました。また、新任の委員が選ばれると、退任した委員と同じ内容の質問がくり返され、道職員が同じ説明をするような場合もありました。この会議は結局、発展的解散ということで活動を終えました。もう少し中身や役割について議論をすべきだったのではないかと考えています。

DPI世界会議札幌大会の翌年、二〇〇三年に札幌市では上田文雄市長が誕生しました。この市長選に際しても、障害当事者の人たちが議論でき

るような委員会の設置を提案し、上田市長の就任後の二〇〇四年度から「障がい者による政策提言サポーター制度」が導入されました。この制度は、「サポーター」となった障害当事者が集まって議論するとともに、サポーター自身が各区役所に出かけていき、各区に住む障害当事者から意見を聞いて、市長に提言を出すという仕組みです。二〇一二年度から「障がい者によるまちづくりサポーター制度」に名称変更され、他の各種委員会と連携するものになっています。この仕組みについては、前述の委員会の反省が生きています。

5. 北海道障がい者条例について

(1) 条例制定に向けたDPIの取り組み

道庁は二〇一〇年四月から「北海道障がい者条例」(正式名「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」)を全面施行しています。この条例は、私どもDPI北海道ブロック会議が道議会議員と連携をとりながら道庁に提案をあげて、上手く制定にまで辿り着くことができたケースです。

障害者権利条約の批准に向けた動きが国内で出てきた二〇〇七年頃から、条約の理念を先取りするかたちで、まず自治体レベルで障害者条例の制定が始まりました。都道府県レベルでは千葉県が

第一号で、北海道は二番目になります。

北海道での条例制定を目指すにあたり、DPI北海道ブロック会議では、先行する千葉県の担当者をお話をうかがったり、道議会議員の方々から条例の趣旨を理解していただいた上で協力してもらおうのが得策と考え、「障害者権利法制の確立に関するセミナー」を企画しました。決定的だったのが二〇〇八年六月開催のセミナーで、当時の道議会の全会派に参加の呼びかけをしたところ、不参加は一会派だけでしたし、自民系会派から参加した議員が「是非この条例は北海道でもつくらなければならぬ」と発言したことに驚きました。条例制定に向けた大きなうねりが生まれました。並行して、当方ではロビー活動を続けるとともに、道議会の民主党の事務局と協力してアンケート調査を実施し、障害当事者の権利侵害の実態が社会にまだまだあることを理解させる効果を持ちました。自民系会派も自ら同様の調査を実施しており、結果的に北海道障がい者条例は二〇〇九年に全会一致で成立しました。

(2) 条例の三つの施策の柱

北海道障がい者条例の考え方は、三つの主な施策の柱から成っています。すなわち、①障がい者の暮らしやすい地域づくりの推進、②働く障がい者に対する応援、③虐待や差別の防止などの権利擁護、の三つです。

このうち、②「働く障がい者に対する応援」については、現在は関係法律の整備が進んで相当の改善が見られますが、条例が制定された二〇〇九年当時、この部分はほとんどカバーされていませんでしたので、条例の考え方としては非常に先駆的なものだったと言えます。

また、③「虐待や差別の防止などの権利擁護」についても、後述する「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」といった新たな法律の理念や規制を先取りしていると言えます。

(3) 条例に基づく支援体制

条例の謳う「障がい者の暮らしやすい地域づくりの推進」などを図るため、道は本庁および各圏域に関係組織等の支援体制をつくっています。

まず圏域の体制として、一四総合振興局・振興局ごとに「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」（以下、地域づくり委員会）をそれぞれ設置しています。一四の地域づくり委員会は、それぞれ「地域づくり推進員」一名と一〇名の委員会委員の計一名で構成されています。事務局は各総合振興局・振興局の社会福祉課が所管しています。

地域づくり委員会の所掌する事項は、条例第四条二条に、①障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関する事、②差別や虐待及び権利擁護に関する事、③その他地域で暮らし障がい者の暮

らしづらさに関する事、と記されています。地域の障害当事者などから申し立てがあった問題などについて議論し、調査や改善指導をすることができるとされています。

また、地域づくり委員会の改善指導によって改善が図られない悪質なケースや、地域での解決が難しいケースが出た場合、道知事が本部長を務める「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」（以下、推進本部）に上げることになっています。このような場合、推進本部では、本部に設置されている「調査部会」での審議を経て、道知事名で改善勧告を求めたり、それでもなお改善が図れない場合には意見聴取や勧告内容の公表ができることとされています（条例第四九条）。

(4) 条例の限界

このように先駆的な内容を持つ北海道障がい者条例ではありますが、限界もあります。

条例第四八条では、障がい当事者の暮らしづらさの原因となっている者に対する勧告等について規定されています。

例えば、私がある店で障害を理由に入店を拒否された場合、地域づくり委員会に訴えることができます。この訴えを受けた地域づくり委員会は、委員会での協議の上、委員の賛成が得られれば、訴えのあった店に委員を派遣して調査を行い、改善の指導を行うことができます。しかし、実際に

ここでできることと言えば、次回からは同じような対応をしないようお願いするにとどまります。

先ほどもお話ししたとおり、悪質なケースが出た場合には、地域づくり委員会から推進本部に上げられ、協議の上、道知事名で改善勧告、意見聴取、勧告内容の公表ができます。しかし、それは余程の事案であり、二〇一五年度で条例は施行六年目になりますが、これまでのところそうした悪質な事案は一件もありません。条例に基づいて調査に行くと言われた民間事業者は驚いてすぐに改善を図るので、推進本部に上げるに至っていないということです。

これまで地域づくり委員会から推進本部に上げた事案としては、精神障害者の交通費の割引に関する問題がありました。この問題では推進本部からバス事業者に対して働きかけてもらいましたが、事業者側は経営が厳しいとして割引を拒否しました。これ以上の働きかけは行われておらず、何ら強制力はないということです。

また、JRの無人駅を利用したいという車椅子利用者の要望を受けて、推進本部からJR北海道に対し、介助のための駅員配置を要請したという事案がありました。この事案は結局、目的の無人駅の一つ前にある有人駅で駅員の介助を受けながら降りてもらい、そこから無人駅までの区間については別の民間事業者（地元市町村で募集した協力者）が移送するというかたちで一定の解決につながりました。

(5) 地域づくり推進員の活動から見えたこと

私自身も石狩振興局の地域づくり委員会地域づくり推進員を務めていますので、全道の事例からご紹介します。

Aさんという知的障害を持つ女性から、会社で虐待を受けた、という申し立てを受けました。会社で突然、他の従業員に腕を掴まれて引きずり回され、「バカ」と言われた、という内容でした。知的障害を持つ方は、「バカ」と言われることに対して非常に強い嫌悪と恐怖を感じる傾向があります。この申し立てを受けて、地域づくり委員会としてその会社に調査に入り、その結果判明した事実がいくつかありました。

一つは、虐待を受けたというその日に限って、Aさんは普段とは違う持ち場で別の仕事をしていましたということ。Aさんは、その仕事が終わって普段の持ち場に戻り、いつもの仕事を始めたそうです。いつもの仕事とは、機械の清掃です。この日、Aさんが普段の持ち場を離れている間に、誰かがその機械を動かしており、そこに戻ってきたAさんがいつもどおり清掃をしようとして腕を入れかけるといふ状況があったようです。ここに腕を入れると、悪ければ腕の切断、良くて複雑骨折になります。その現場に偶然居合わせた従業員の一人が、Aさんの腕を掴んで引き離し、咄嗟のことで「何やってんだバカ」と言っ

てしまった、というのが実態です。しかし、Aさんとしては、なぜ自分がそのようなことをされたのか説明が無かったため、突然腕を掴まれて引きずり回されたと感じたということ。す。

第二に、この会社では、障害者の障害特性を理解している職員が現場に配置されていなかったことがわかりました。もしそういう職員が現場に配置されていれば、知的障害を持つ人が普段の持ち場を離れるときには、「今日はいつもととは違う仕事を〇〇時までやってください」とか、「戻ってきたときには機械が動いているから注意してください」と、対応もできたと思いますが、この会社はそうはなっていないということです。障害者の障害特性を理解している職員が会社にいるか尋ねたところ、一人もいないとのことでした。過去にはいたようですが、異動になるなどして皆いなくなっていたのです。

第三は、障害のある人とならない人の間のコミュニケーションの不足です。普段からほとんどコミュニケーションをとる最良の機会の一つは昼食時の交流ですが、この会社では障害を持つ人たちと持たない人たちがそれぞれ別個に固まって食べていることがわかりました。その部分の改善のほか、様々な研修会への参加もお願いしてきました。それでもまだ見えない問題はあるかもしれず、あらためて条例の説明もしてきました。

6. 障害者差別解消法について

(1) 制定に至る経緯

二〇〇六年一二月に障害者権利条約が採択され、日本も翌年二〇〇七年には署名し、批准に向けて動き出しましたが、DPI日本会議も含めて、障害当事者団体はその動きに待ったをかけました。なぜかといえば、国内に障害者権利条約の考え方を実践するための法的な裏付けがなかったからです。実は批准国の中には、国内法の整備をしないままに批准しているところが相当数あります。日本もそのようになりそうな危機感があり、国内法の整備を求めて声を上げました。

こうした状況下、良いタイミングで民主党政権が二〇〇九年九月に誕生し、新たな障害者福祉の法制度の整備に向かう大きなうねりが生まれました。民主党政権では発足後間もなく、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備や障害者制度の集中的な改革を行うという目的で、二〇〇九年一二月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、民間の障害当事者や学識経験者を構成員とする「障がい者制度改革推進会議」を設置しました。推進会議への障害当事者の任用には、政権の意向が強く働いたものと思っています。これらの機関での議論を経て、障害者福祉にかかる既存法の抜本的な改正や新たな法律の制定が決められ、具体的には、「障害者基本法」の改正(二

〇一一年八月公布・施行)、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法)への改正(二〇一二年六月公布、二〇一三年四月施行)、「障害者雇用促進法」の改正(二〇一三年六月公布、二〇一六年四月施行)「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法)の制定(二〇一一年六月公布、二〇一二年一〇月施行)などが行われました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)もその一環で新たに制定された法律で、二〇一三年六月に公布され、二〇一六年四月から施行されます。

民間事業者については努力義務とされています。例えば、車イス利用者が役所の窓口を訪れ、通路が狭くて移動が困難な場合、そこにいる職員が何も対応しなければ、それは差別的取り扱いであり、違法行為に当たります。あわせて、役所の場合は合理的配慮の提供も法的義務とされているので、椅子を除けるなどの合理的配慮しなければ、これも違法行為に当たります。

(2) 法の特徴

法の目的は、国の行政機関や地方自治体、民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供を禁止」することです。障害を理由とする差別的な取り扱いには行政も民間ももちろん禁止されるとしていますが、合理的配慮の提供については、国・地方自治体が法的義務とされるのに対し、

民間事業者については努力義務とされています。例えば、車イス利用者が頻繁に訪れる飲食店などで入り口に段差があつて障壁になっている場合、いつまで経ってもそれが改善されなければ、悪質なケースと見なされることもあり得ます。

(3) 法施行後の北海道での対応

法は自治体に対し、職員対応要領の策定、相談・

紛争防止等の体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の設置、啓発活動の実施を求めています。

このうち「相談・紛争防止等の体制整備」および「障害者差別解消支援地域協議会の設置」について、北海道の場合、先述した北海道障がい者条例に基づいて設置されている地域づくり委員会がその役割を果たすことになっています（二〇一六年第一回定例道議会で条例改正案を審議中）。

施行後は恐らく札幌圏を含む石狩振興局の窓口にも多くの申し立てが殺到するのではないかと見えます。障害当事者の中には、差別解消法を差別禁止法だと思っている方が少なからずいます。自らの権利や人権を守る大きな効力を持った武器が出来たと思つて、これに基づいて訴え出てくる方が相当いるのではないかと思います。障害当事者に対しては、引き続き同法に関する正しい理解を広めていく必要がありますし、障害を持つていない市民に対してもより一層啓蒙していかなければいけません。

7. 障害者福祉の今日的な課題

最後に、障害当事者たちやDPI北海道ブロック会議などで問題視されていることをいくつか提示させていただきます。

一つは、通称「六五歳の壁」という問題です。障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスを利用してきた方が六五歳の高齢者になったときに、

本人の選択によっては介護保険サービスに移行するのですが、その場合に様々な問題が発生するというのが指摘されています。前者の障害者福祉サービスを受ける際の本人の費用負担は所得に応じた応能負担になっており、場合によっては負担なしで受ける方もいるのですが、これに対して介護保険サービスを受給するには一律一割負担となります。このほか、移送サービスなどは、前者に比べて後者は利用時間が相当短くなるなどの問題もあります。障害も所得も何も変わっていないのに、六五歳になった途端に、バリアが増す障害当事者がいるということです。すでにこの問題では、課題提起を主な目的として訴訟を起こすケースが道外では出てきています。行政側の対応として、介護保険に移行するかどうか選択可能であることの周知が不十分であることも問題です。

第二に、かなり以前から指摘されている問題ですが、精神障害を持つての方に対する支援が、他の知的や身体に比べて手薄だということです。例えば札幌市の場合、障害当事者を対象とした運賃の半額割引サービスと助成費の支給がありますが、割引は知的と身体だけが対象であり、精神は割引の対象になりません。したがって、助成費が一万円分出たとするならば、知的と身体は割引と合わせて助成費は二万円分の効果を持つてのに対し、割引サービスのない精神は一万円分だけしかありません。こういった部分の解消について長く議論されていますが、交通事業者の協力をなかなか得られない

こともあって、相変わらず取り組みは進んでいません。障害者差別解消法の視点から、また、原点となる障害者権利条約の視点から見るとどうなるのか議論は再燃すると思います。

このほか、最近の国の政治の流れで、戦争に向かう安保法制の成立と福祉関連の支出の削減などが同時に進められていることや、地域に小規模な施設をつくつて収容する方が効率的で便利なのではないかという収容型福祉の考え方が息を吹き返してきていることなどを危惧しています。このように問題は山積していますが、引き続きDPIでもこれらの問題を注視しながら、障害当事者の声を上げていきたいと思つております。

※「障害者」の表記について、名称や制度等で平仮名表記のものはそのままにし、それ以外は漢字表記としています。

へわがつま たけし・NPO法人札幌障害者活動支援センター

ライフ理事長/DPI北海道ブロック会議議長

本稿は、二〇一六年二月二六日に開催した「第二九回生活権研究会」の内容をまとめたものです。
文責・編集部